

水工学論文集編集小委員会内規

1997年7月10日 制定

1998年6月24日 改正

2005年7月22日 改正

2007年3月6日 改正

2017年7月3日改正

2022年5月6日改正

1. 水工学委員会は水工学論文集の編集ならびにそれに関連する事務を処理する目的として水工学論文集編集小委員会（以下小委員会と呼ぶ）を常置する。

2. 委員会の構成

委員会は小委員会委員長、編集幹事長、委員および水工学委員会幹事長により構成される。

3. 委員長、編集幹事長および幹事

3.1 小委員会委員長は水工学委員会委員長が兼務する。

3.2 編集幹事長は水工学委員会委員長が任命する。

3.3 委員長は小委員会委員より幹事を任命する。

4. 小委員会委員

小委員会委員は、編集幹事長が推薦し、委員長が任命する。

5. 小委員会

5.1 小委員会委員長は当該年度論文投稿締切り日の後、できる限り早く第一回小委員会を招集する。

5.2 小委員会委員長は、当該年度の第一回水工学委員会で当該年度の小委員会開催予定を決定する。

5.3 小委員会は各投稿論文に対し担当小委員会委員を決める。

5.4 小委員会は査読員を選定する。査読員は各論文に対し3名とし、原則として、小委員会委員から2名を選び、もう1名は小委員会から査読を委嘱する者とする。これを変更する場合は、委員長の判断により行う。

5.5 査読は、「水工学論文集投稿の手引き」に示す分野毎に行う。

5.6 査読にあたり、小委員会はその論文の内容について著者に問い合わせをすることができる。

5.7 小委員会は査読員からの査読報告書に基づき投稿原稿の登載の可否を審査する。

登載可否の判定は、3名の査読結果に基づいて小委員会で行う。

5.8 審査中の原稿に修正すべき点がある場合には、著者に修正依頼を行う。

5.9 修正意見については、担当小委員会委員が内容を調整し、それを小委員会で審議する。このとき、修正意見は担当小委員会委員の判断により変更あるいは削除してもよい。

5.10 修正意見に対する著者の回答について、担当小委員会委員がその適否を審議し、小委員会で承認する。

5.11 登載不適[否]となった場合には、著者に不適の理由を明らかにして通知する。

6. 小委員会委員の定数

小委員会委員の定数は70名程度とする。ただし、投稿論文数を考慮し、必要に応じて委員長が追

加の委員を任命することができる。

7. 事務局

土木学会事務局研究事業課は論文集の印刷・編集事務を担当し、必要に応じて著者との連絡を行う。

8. 投稿原稿の受付

8.1 投稿原稿の受付の締切りは、当該年度の5月末日とする。ただし、5月末日が土・日・祝日の場合は、5月末日直前の平日とする。

8.2 投稿原稿の受付日は、原稿受付締切り日の日付とする。

8.3 投稿された原稿で投稿要項にあてはまらない様式の場合は、理由を付して直接著者に投稿不受理の旨を通知する。

8.4 原稿に関する問い合わせおよび修正依頼に対して、著者より指定期日までに回答がない場合には、投稿を取下げたものと判断する。

付則：1.この内規は1997年(平成9年)7月10日より実施する。

2.この内規の変更は、水工学委員会にはかるものとする。